

議案第 3 号

加西市グローバルセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

加西市グローバルセンターの設置及び管理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市グローバルセンターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、国際交流及び多様な文化が共生する地域社会の発展を目指し、市民の交流及び相互理解を促進するため、加西市グローバルセンター(以下「センター」という。)を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 センターは、加西市北条町北条28番地の1に設置する。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民が相互に交流する場及び学習機会を提供する業務
- (2) 地域の国際化に関する情報の収集及び発信並びに相談に関する業務
- (3) 外国人の雇用及び職場環境の整備に関する業務
- (4) 施設の利用に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(行為の禁止)

第4条 何人も、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備等及び資料を破損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがあるものを携帯すること。
- (3) 許可なく物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なく印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (6) 許可なくアルコール類を持ち込み、又は飲酒をすること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、センターの管理に支障がある行為をすること。

(入場の拒否、退場の命令等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に掲げる者のほか、センターの管理上の必要な指示に従わない者

(損害の賠償)

第6条 施設、設備等及び資料を破損し、若しくは滅失した者は、相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第5条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(補則)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合の指定その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(審議資料)

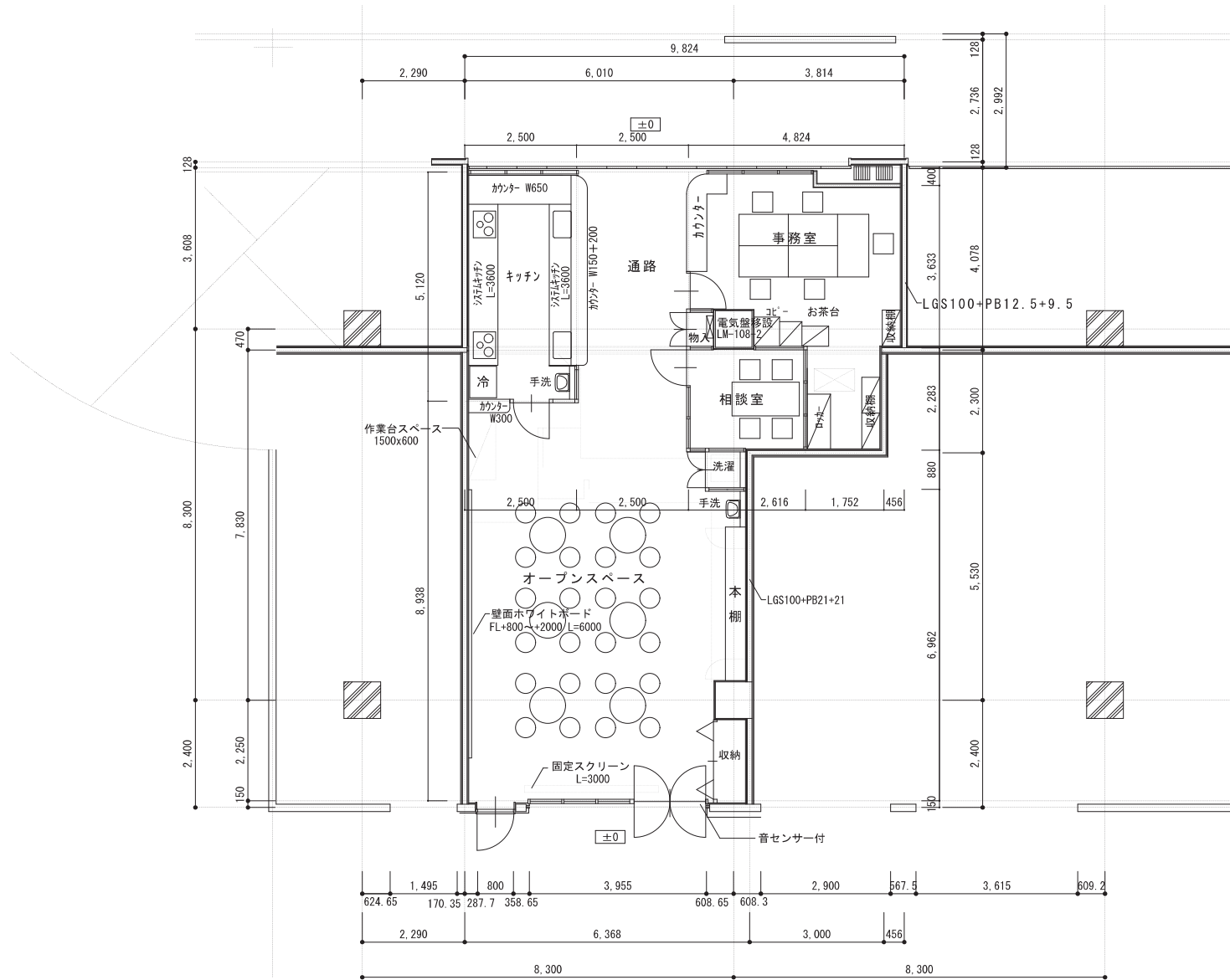
国際交流及び多様な文化が共生する地域社会の発展を目指し、市民の交流及び相互理解を促進する加西市グローバルセンターをアステシアかさいに設置するため、必要な事項を定めるもの。

【概 要】

- (1) 名称 加西市グローバルセンター
- (2) 位置 加西市北条町北条 28 番地の 1
- (3) 業務
 - ・ 市民が相互に交流する場及び学習機会を提供する業務
 - ・ 地域の国際化に関する情報の収集及び発信並びに相談に関する業務
 - ・ 外国人の雇用及び職場環境の整備に関する業務
 - ・ 施設の利用に関する業務 他

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料				令和7年3月定例会	
議案等の 件名	議案第3号		政策等 の区分	計画・事業・ 条例	
	加西市グローバルセンターの設置及び 管理に関する条例			その他()	
①【政策等を必要とする理由】					
国際交流及び多様な文化が共生する地域社会の発展を目指し、市民の交流及び相互理解を促進するため、加西市グローバルセンターを設置し、その管理について必要な事項を定めるもの。					
②【検討した他の政策等の内容】					
③【他の自治体の類似する政策との比較】					
・箕面市立多文化交流センター条例 ・海老名市立図書館条例					
④【総合計画における位置づけ】					
		基本方向	4	ともに活躍しまちの魅力を高める	
		基本計画	12	お互いを認め、尊重し合える社会の実現	
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)					
		計画名称	第3次加西市男女共同参画プラン		
		策定年度	令和3年度		
		計画期間	令和4年度～令和12年度		
⑤【関連する法令及び条例、規則】					
加西市グローバルセンターの設置及び管理に関する条例施行規則					
⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)					
総事業費		国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
34,000			29,700		4,300
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入					
⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】					
令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年間の指定管理料 80,000千円(税込)					
賃料(年間) 1,627千円、共益費(年間) 813千円、敷金 678千円、駐車場負担金(年間) 357千円、テナント会費(年間) 12千円、従業員駐車場代(年間) 270千円					
⑧【市民参加の状況】 有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)					
令和6年10月6日にグローバルタウンミーティングin加西を開催し、外国人市民から意見聴取を行った。					
⑨【政策の効果予測】					
・外国人の参加者ニーズに合わせた多様な日本語教室を実施する。また、児童学習支援により、就学前児童や放課後等の学習をサポートする。 ・展示や図書を充実させ、様々な情報発信を行うとともに気軽に立ち寄れる居場所づくりを目指す。 ・多文化共生総合相談窓口を設置し、個室にて多言語(8言語)による相談を受け付ける。 ・外国人雇用環境サポートや外国人を雇用する企業の実態把握、啓発活動を行う。 ・キッチンスペースや交流スペースを活用し、外国料理の振る舞いや国際理解講座等を実施する。					
担当部局		担当課		添付資料の有無	
地域部		まちづくり課		有 ・ 無 加西市グローバルセンター 計画平面図	



兵庫県加西市北条町古坂1丁目165番地 株式会社 高部建築設計事務所 TEL:0790-43-1613	設計者資格氏名	検印	担当	製図	設計記録	加西市グローバルセンター整備工事	図面名称	縮尺	図面番号
	一級建築士				2024.12.25		計画平面図		
	登録第376828号								
	高部 淳								